

大規模災害発生時における新聞折込広告の取り扱いについて

大規模な災害（大地震、津波、洪水、豪雪、大火災、大規模停電、火山噴火、原子力発電所の事故、新型感染症の大流行、他国からの攻撃など）に見舞われた場合、中日新聞折込広告協同組合加盟の折込会社と中日新聞販売店は被災の状況を的確に判断し、折込広告をご愛読者へお届けするために全力を傾注します。しかしながらライフラインや通信網、輸送ルートなどが遮断され、被災地の新聞販売店や従業員に甚大な被害が及んだ場合は、クライアント様のご要望にお応えできない場合もあります。

この様に事前の予測と回避が不可能な事態が発生し、折込会社と新聞販売店の努力にも関わらず指定日に新聞折込が出来なかった場合、折込会社と新聞販売店は一切の責任を負う事ができません。あらかじめご容赦いただきますようお願い申し上げます。

東海地震に関する「警戒宣言」発令時の折込広告の取り扱いについて 『大地震への警戒宣言や注意情報が発令された場合、新聞折込広告は中止になります』

愛知県、三重県の大部分の市町村と岐阜県中津川市は大規模地震対策措置法により、地震防災対策強化地域に指定されています。指定された地域で大規模な地震の発生が予知されますと、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されることになっています。また東海地震の前兆現象が高まると、気象庁から注意情報が発表されます。

警戒宣言発令後は交通規制が始まり、指定地域内へ車両の進入が禁止されるほか、一般の道路も時速20kmに速度制限されるため大渋滞の発生が予想されます。

このため東海地震の注意情報や警戒宣言の発令と同時に、お客様からお預かりした新聞折込広告の配送作業は「中止」させていただきます。配送中の車両に対しては折込広告をお預かりした状態ですみやかに帰社するように指示しますが、交通事情と警察官の指示によって止むを得ず路上に駐車し避難しなければならない事も想定されます。

すでに配送が完了した新聞折込広告も、新聞販売店で組み込み作業が「中止」になり新聞折込ができなくなります。幸い注意情報や警戒宣言が解除された場合も、混乱が解消するまでしばらくの間は新聞折込ができない場合もあります。

何卒ご理解とご了承をいただけますようお願いいたします。